### 公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊美唄駐屯地 第345会計隊美唄派遣隊長 須田 博文

下記のとおり一般競争入札(売払)を行います。

#### 1 競争に付する事項

- (1) 件名: Aグループ 1/2 t トラック (指揮・連絡用) ほか 1 8件 別紙第 1 「Aグループ内訳書」のとおり Bグループ (使用済) 救急車  $(4 \times 4)$  2ベット型 別紙第 2 「Bグループ内訳書」のとおり
- (2) 搬出場所:陸上自衛隊美唄駐屯地
- (3) 搬出期限:代金納入後5日以内(ただし令和4年11月30日(水)まで搬出)
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格において「物品の買受け」で「C以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 「入札及び契約心得」を遵守している者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業種資格(取引業、フロン類回収業、解体業、粉砕業)に 関して、次のいずれかに該当する者であること。

ア 全てを有する者 (それぞれの資格を証明する書類を入札前に提出すること。)

- イ 取引業の資格を有し、他の3業種を他業者に下請けさせようとする者であって、入札日の前日(土日祝日を除く)までに下請負承認申請書を提出し、入札日の前日までに承認を受けた者(取引業の資格を証明する書類を入札前に提出すること。)
- (6) 解体及び破砕に係る工程管理が適切であることを判断できる工程予定表(以下「工程表」という。)を提出した ものであること。

工程表については令和4年10月14日(金)17時00までに持参または郵送により、提出するものとする。

(7) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

#### 3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊 契約班
- (2) 北部方面会計隊ホームページ http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin

#### 4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 実施しない。ただし、当該物品の現場確認は令和4年9月26日~令和4年10月7日(土日祝日除く、9時~ 16時)を設定するので必ず現場を確認すること。
- (2) 現場確認に際しては、実施の2日前(休日等を含む場合はその前日)の12時までに第345会計隊美唄派遣隊 契約班へ必ず電話連絡を実施し、現場確認等に関する確認・細部調整等を行うこと。

#### 5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所:陸上自衛隊美唄駐屯地 会計隊入札室
- (2) 目時:令和4年10月17日(月)13時30分~(1315以降入室可)

#### 6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金:免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きしない場合には、落札者が 契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金:免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

#### 7 無効入札

- (1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格がない者による入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者(委託された者も含む)の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電話、電報、FAXによる入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 現場確認をしていない者のした入札

### 8 違約金等

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

#### 9 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
  - 但し、不用物品売払契約条項第1条第1項については、「乙は、この契約書のほか。この契約書に付随する仕様書に 定めるところにより、表記の契約物品の代金の納入を納付期限までに甲の指定場所に納付するとともに、契約書に定 める搬出期限までに契約物品を搬出するものとする。」とする。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「売払い物品の解体に関する特約条項」とする。ただし、「売払い物品の解体に関する特約条項」第3条は、「第1条に揚げる売払い物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。」に替える。

また、陸上自衛隊仕様書(GV-Z001013C)を付す。

#### 10 落札決定方式

- (1) 総額とし当隊所定の予定価格を上回る最高入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上 ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、再度入札を実施する場合は、直ちに実施するが郵便入札を含む場合は官側が日時を指定する。

#### 11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 落札者は、内訳書を直ちに提出すること。
- (3) 入札に参加する者は資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 売払物品の現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品の不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (6) 解体作業及び搬出作業は自衛隊の課業時間内とする。
- (7) 取得した物品を搬出する場合は各担当者の点検を受けた後搬出する。
- (8) 取得物品は原型のままの使用を禁止する。
- (9) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は買受人の負担とする。
- (10) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理する こと。
- (11) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (12) 郵便による入札は可能とする。郵便入札の場合は封筒に「Aグループ 1/2 t トラック(指揮・連絡用)ほか 1 8件 入札書在中」又は「Bグループ (使用済) 救急車 ( $4 \times 4$ ) 2ベット型 入札書在中」と記載のうえ、 令和 4 年 1 0 月 1 7 日 (月) 1 2 時 0 0 分までに第 3 4 5 会計隊美唄派遣隊契約班へ必着とする。
- (13) 上記(12)のにおいて、Aグループ及びBグループの入札書を一つの郵便封筒で同梱し郵送する場合は、郵便 封筒内において、更にそれぞれの入札グループ毎、別々の封筒に入札書を入れ、各入札案件名をそれぞれの封筒に 記載のうえ、封をした状態にて郵送すること。
- (14) 本入札は新型コロナウィルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。
- (15) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約条項について誓約いたします。」
- (16) 郵便による入札の送付先及び入札に関する事項の問い合わせ先

 $\mp$  0 7 2 - 0 8 2 1

北海道美唄市南美唄上1条4丁目

陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊 契約班 (担当:須田)

TEL 0126-62-7141 (内線345)

FAX 0126-62-7141 (内線441)

### 12 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所:美唄・滝川・岩見沢各駐屯地会計隊、美唄・月形・滝川・岩見沢各商工会議所 北部方面会計隊ホームページ (http://www.mod.go.jp/gsdf/nse/fin/)
- (2) 揭示期間:令和4年9月15日~令和4年10月17日

# Aグループ内訳書

番号	品名	規格	数量	単位	備考
1	1/2tトラック (指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	1	UN	
2	1/2tトラック, SSM-1(中継装置用)	三菱V16BBRSFC	4	UN	
3	3 1/2tダンプ (はん(汎)用形)	いすゞSKW464	1	UN	
4	74式特大型トラック SSM-1装てん機用	三菱FW419	1	UN	
5	74式特大型トラック SSM-1発射機用	三菱FW419	1	UN	
6	1/2tトラック, SSM-1(標定装置用)	三菱V16BBRSFH	1	UN	
7	3 1/2tトラック SSM-1(統制装置用)	いすゞSKW464	1	UN	
8	1/2tトラック (指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	4	UN	
9	3 1/2tトラック (暖房装置付き)	いすゞSKW475	2	UN	
10	3 1/2tトラック SSM-1(統制装置用)	いすゞSKW464	1	UN	
11	74式特大型トラック SSM-1装てん機用	三菱FW419	1	UN	
12	1/2tトラック, SSM-1(標定装置用)	三菱V16BBRSFH	1	UN	
13	73式中型トラック	トヨタBXD30	2	UN	
14	1 1/2tトラック	トヨタBXD30	2	UN	
15	1/2tトラック, SSM-1(中継装置用)	三菱V16BBRSFC	2	UN	
16	74式特大型トラック SSM-1装てん機用	三菱FW419	8	UN	
17	74式特大型トラック SSM-1発射機用	三菱FW419	6	UN	
18	3 1/2tトラック SSM-1(統制装置用)	いすゞSKW464	2	UN	
19	3 1/2tトラック (暖房装置付き)	いすゞSKW475	1	UN	

# Bグループ内訳書

番号	品名	規格	数量	単位	備考
1	(使用済)救急車(4×4)2ベット 型	トヨタ CBF-TRH226S	1	UN	

# 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、 当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうと する者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむ を得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、イについて子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

- ア 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をい う。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手 続存続中の会社である場合は除く。

- ア 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、 監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。) が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

#### 調達要求番号:

		陸	上	自	衛	隊	仕	様	書
物品番号								仕	法 様 書 番 号
					G V - Z 0 0 1 0 1 3 C				
					防衛	大臣承	認	年 月 日	
	使用済車両売払い				作		成	平成30年 6月13日	
					変		更	令和 4年 7月14日	
					作成	部隊等	名	補給統制本部 火器車両部	

# 1 総則

# 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両(以下、 "車両"という。)の売払いについて規定する。

# 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z00001による。

#### 1. 2. 1

### 使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

### 1.2.2

# 自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

#### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

### a) 仕様書

GLT-CG-Z00001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)

#### c) 関連文書

不用決定した物品(供与品を除く。)の売払いについて(通達) [陸幕4第275号(44.10.1)]

### 2 売払いに関する要求

# 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は,次による。

- a) 契約の相手方は, "使用済自動車の再資源化等に関する法律" (以下, "法律"という。) に基づき実施する。
- b) 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業)をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

#### 2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

# 2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車と して手続きを行う。

# 2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛 隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならな い。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

### 2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破砕又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

### 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 4 その他の指示

# 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

#### 4.2 安全管理

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

#### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。

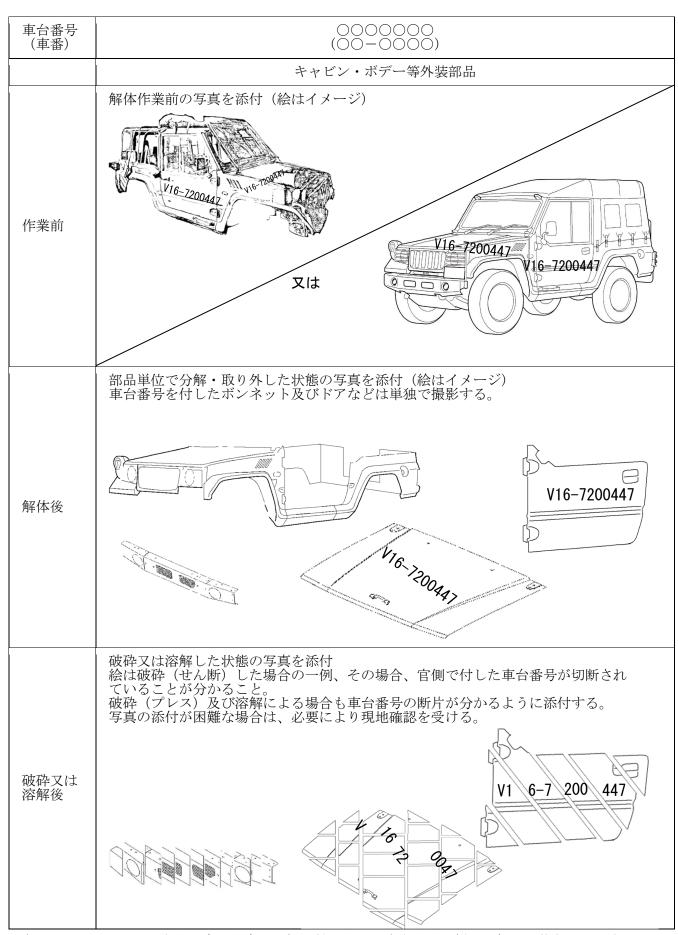
# 表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a )	売払い品の引渡	様式は、GLT-CG-Z00
				し時	0001の図8による。
2	下請負承認申請書b)			入札開始前まで	陸幕会第317号(27.3.
				に。	5) 別冊第1「入札及び契約心
					得」別紙様式16-1都道府県
					知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結まで	_
				に。	
4 c)	解体及び破砕(又は溶解)			作業完了後15	車台番号ごと、作業前、解体
	の工程写真			日以内	後, 粉砕(又は溶解)後に撮影
					する。
					様式は, <b>図1</b> 及び <b>図2</b> による。
5 c)	解体証明書				様式は, <b>図3</b> による。
6 c)	破砕(又は溶解)証明書				様式は, <b>図4</b> による。

注<sup>a)</sup> 提出先は、調達要領指定書によって指定する。

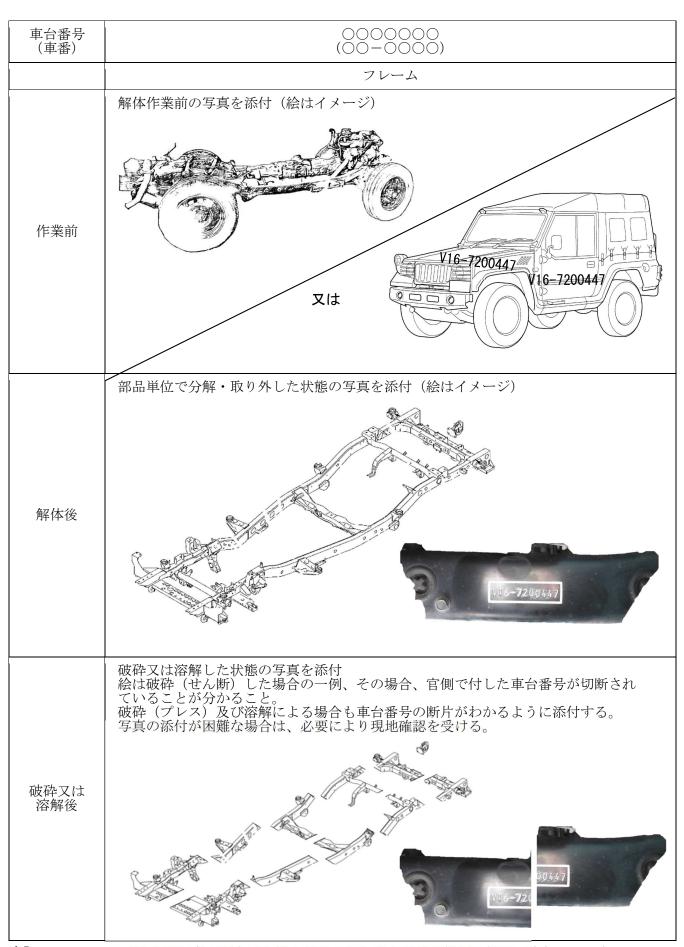
**注**<sup>b)</sup> 契約の相手方がフロン回収、解体、破砕の全てを実施する場合を除く。

注<sup>c)</sup> 2.4で転売禁止とした車両のキャビン,ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。



**注記** ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1-工程写真の様式



注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2-工程写真の様式

# 解体証明書

分任契約担当官 陸上自衛隊○○駐屯地 第○○会計隊長 ○○○○

0000

代表者名 印

契約番号○○○○の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 ○○○○
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 ○○補給処 ○○部○○課 ○○○○ 印
- 6 現地確認実施者 ○○補給処 ○○部○○課 ○○○○ 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

### 図3-解体証明書の様式

# 破 砕 (溶 解) 証 明 書

分任契約担当官 陸上自衛隊○○駐屯地 第○○会計隊長 ○○○○

(大表者名) 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について,次のとおり破砕(溶解)処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 ○○○○
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 ○○補給処 ○○部○○課 ○○○○ 印
- 6 現地確認実施者 ○○補給処 ○○部○○課 ○○○○ 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

# 図4-破砕(溶解)証明書の様式

	調達要求番号	売払請求番号第8号	
調達要領指定書	調達要求年月日	令和4年 7月 14日	
	作 成 部 隊	第101特科直接支援大隊	
	作成年月日	令和4年 7月 14日	
品名	使用済車両		
仕 様 書 番 号	GV-Z001013C		

指定事項:1/2 t トラック(指揮・連絡用) ほか6件は次による。

### 1 品名・数量等

連番	器名	規格	単位	数量
1	1/2 t トラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	ΕA	1
2	1 / 2 t トラック, S S M – 1 (中継装置用)	三菱V16BBRSFC	ΕA	4
3	3 1/2 t ダンプ (はん(汎)用形)	いすゞSKW464	ΕA	1
4	7 4 式特大型トラック S S M — 1 装てん機用	三菱FW419	ΕA	1
5	7 4 式特大型トラック SSM-1発射機用	三菱FW419	ΕA	1
6	1/2 t トラック, S S M-1 (標定装置用) 3 1/2 t トラック	三菱V16BBRSFH	ΕA	1
7	3 1 / 2 t トラック S S M – 1 (統制装置用)	いすゞSKW464	ΕA	1
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

# 2 引渡場所

引渡場所は、「美唄駐屯地」とする。

# 3 官側の立ち会い

引渡時に係りの点検立会を実施する。解体及び溶解については、必要に応じ官側の立会を実施する。

### 4 完了検査の要領

解体証明書又は溶解証明書の確認をもって完了とする。

# 5 書類提出先等

	調達要求番号	売払請求番号第9号	
調達要領指定書	調達要求年月日	令和4年 7月 14日	
	作 成 部 隊	第101特科直接支援大隊	
	作成年月日	令和4年 7月 14日	
品 名	使用済車両		
仕 様 書 番 号	GV-Z001013C		

指定事項:1/2 t トラック(指揮・連絡用) ほか4件は次による。

### 1 品名・数量等

連番	器名	規格	単位	数量
1	1/2 t トラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	ΕA	4
2	3 1 / 2 t トラック (暖房装置付き)	いすゞSKW475	ΕA	2
3	3 1 / 2 t トラック S S M — 1 (統制装置用)	いすゞSKW464	ΕA	1
4	7 4 式特大型トラック S S M — 1 装てん機用	三菱FW419	ΕA	1
5	1 / 2 t トラック, S S M – 1 (標定装置用)	三菱V16BBRSFH	ΕA	1
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

# 2 引渡場所

引渡場所は、「美唄駐屯地」とする。

# 3 官側の立ち会い

引渡時に係りの点検立会を実施する。解体及び溶解については、必要に応じ官側の立会を実施する。

### 4 完了検査の要領

解体証明書又は溶解証明書の確認をもって完了とする。

# 5 書類提出先等

	調達要求番号	売払請求番号第10号		
調達要領指定書	調達要求年月日	令和4年 7月 14日		
<b>侧是安</b> 與钼足音	作 成 部 隊	第101特科直接支援大隊		
	作成年月日	令和4年 7月 14日		
品名	使用済車両			
仕 様 書 番 号	GV-Z001013C			

指定事項: 73式中型トラックほか5件は次による。

### 1 品名・数量等

連番	器名	規格	単位	数量
1	73式中型トラック	トヨタB X D 3 0	ΕA	2
2	1 1/2 t トラック	トヨタB X D 3 0	ΕA	2
3	1 / 2 t トラック, S S M – 1 (中継装置用)	三菱V16BBRSFC	ΕA	2
4	74式特大型トラック   SSM−1装てん機用	三菱FW419	ΕA	8
5	7 4 式特大型トラック S S M — 1 発射機用	三菱FW419	ΕA	6
6	3 1 / 2 t トラック S S M – 1 (統制装置用)	いすゞSKW464	ΕA	2
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

# 2 引渡場所

引渡場所は、「美唄駐屯地」とする。

# 3 官側の立ち会い

引渡時に係りの点検立会を実施する。解体及び溶解については、必要に応じ官側の立会を実施する。

### 4 完了検査の要領

解体証明書又は溶解証明書の確認をもって完了とする。

# 5 書類提出先等

	調達要求番号	売払請求番号第11号	
調達要領指定書	調達要求年月日	令和4年 9月 5日	
<b>,                                    </b>	作 成 部 隊	第101特科直接支援大隊	
	作成年月日	令和4年 9月 5日	
品名	使用済車両		
仕 様 書 番 号	GV-Z001013C		

指定事項:3 1/2 t トラック (暖房装置付き) 及び救急車 (4×4) 2ベット型は次による。

### 1 品名・数量等

連番	器名	規格	単位	数量
1	3 1 / 2 t トラック(暖房装置付 き)	いすゞSKW 4 7 5	EΑ	1
2	救急車(4×4) 2ベット型	<b>トヨタСВF−Т</b> RH226S	ΕA	1
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

# 2 引渡場所

引渡場所は、「美唄駐屯地」とする。

### 3 官側の立ち会い

引渡時に係りの点検立会を実施する。解体及び溶解については、必要に応じ官側の立会を実施する。

### 4 完了検査の要領

解体証明書又は溶解証明書の確認をもって完了とする。

# 5 書類提出先等